

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第6号(裏面)を次のとおり改める。

注意事項	保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。		
備考	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>		
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1. から3. までのいずれかの番号を○で囲んでください。			
1. 私は、 <u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれかでも</u> 、移植のために臓器を提供します。			
2. 私は、 <u>心臓が停止した死後に限り</u> 、移植のために臓器を提供します。			
3. 私は、臓器を提供しません。			
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば×を点けてください》			
【心臓・肺・肝臓・腎臓・ ^{じん} 膵臓・ ^{すい} 小腸・眼球】			
〔特記欄： _____ 〕			
署名年月日：	年	月	日
本人署名(自筆)：	_____		家族署名(自筆)： _____

備考 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。